

高速増殖原型炉「もんじゅ」の取扱いに関する意見書（案）

国においては、平成 26 年に閣議決定したエネルギー基本計画において、「もんじゅ」を核燃料サイクル政策の中核施設と位置づけたことを踏まえ、長期的視野に立ち、覚悟を持って取り組む必要がある。

本県は、県民の安全・安心の確保を大前提に、「もんじゅ」をエネルギー研究開発拠点化計画の中核施設と位置づけ、国の核燃料サイクルの確立に協力してきたところである。

しかしながら、政府は 9 月 21 日に開催された原子力関係閣僚会議において、高速増殖原型炉もんじゅについては「廃炉を含め抜本的な見直しを行うこと」とし、その取扱いに関する政府方針を、今後の高速炉開発の方針と併せて、今年中に原子力関係閣僚会議で決定することとした。また、昨日行われたもんじゅ関連協議会においても、本県が求めている運営体制や研究内容等について十分な説明はなく、廃炉の方針だけが決定されようとしている。

国においては、下記の事項について真摯に進めていくことを強く要望する。

記

- 1 「もんじゅ」に関する総括を行い、立地地域に十分に説明をすること。
- 2 「もんじゅ」については、その存廃にかかわらず安全確保が最優先であり、今後の管理運営体制を国が主体となって早急に構築するとともに、必要な人材及び予算を確保すること。
- 3 「もんじゅ」を活用した研究や、本県が進めてきた「エネルギー研究開発拠点化計画」への協力等については、引き続き協議を行い理解が得られるよう十分な対応をすること。
- 4 もんじゅに係る政策変更に伴い、地域の経済や生活に大きな影響が生じないよう、また立地地域が発展していけるよう、引き続き協議を行い、政府が一体となって必要な地域振興策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 20 日

福井県議会